

最低賃金決定



いつもお世話になっております。

9月の初めごろは、涼しかったのに、最近暑い日が続いていますね。10月は、例年より暖かいそうです。体調管理が難しいですが、みなさん、風邪には気を付けて下さいね。

以前にお伝えしました、都道府県別の最低賃金額と変更日が発表されました。

近畿圏は以下の通りとなります。

県	最低賃金	(旧金額)	変更日
奈良	724	(710)	10/3
大阪	838	(819)	10/5
兵庫	776	(761)	10/1
京都	789	(773)	10/22
三重	753	(737)	10/1
和歌山	715	(701)	10/17

変更日は都道府県によって異なっております。

近畿圏ではすべての府県で10円を超える値上げとなっております。時給の方はもちろん、月給の方についても最低賃金をクリアしているか、確認する必要がありますね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。